

■ 私たちの暮らしと化学物質

- 1 .化学物質との関わり
- 2 .化学物質を管理する仕組み
- 3 .化学物質に関する情報

1. 化学物質との関わり

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。現在、原材料や製品などいろいろな形で流通している化学物質は推計で数万種類といわれていますが、私たちは、意識するしないにかかわらず、日常生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌といった環境中に排出しています。

身の回りの化学物質

食品類

- ・安息香酸、ソルビン酸など(保存料)
- ・食用赤色2号など(合成着色料)
- ・残留微量化学物質



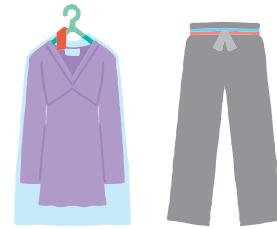
農薬・殺虫剤・肥料

- ・パラジクロロベンゼン、フェニトロチオンなど



衣料品

- ・ナイロン、ポリエステルなど(化学繊維)
- ・テトラクロロエチレンなど(ドライクリーニング)



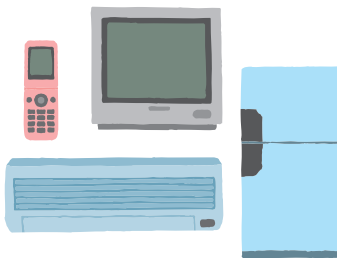
自動車

- ・ベンゼン、トルエンなど



家電製品

- ・PBDEなど(難燃剤)
- ・アルミニウム、鉄など(金属類)

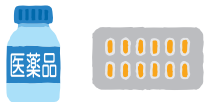


洗剤や化粧品

- ・ヘキサクロロフェン、トリクロサン、パラベンなど(殺菌剤・防腐剤)
- ・LASなど(界面活性剤)

塗料や接着剤

- ・トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドなど
- ・酢酸ビニルなど(接着剤)



医薬品

- ・アセトアミノフェン、イブプロフェン、テトラサイクリンなど



2. 化学物質を管理する仕組み

化学物質による環境リスク¹を減らすには、行政、企業、市民がそれぞれ立場に応じた役割を果たす必要があります。

例えば、行政は、化学物質の製造や取扱い、環境への排出などを法律によって規制や管理を行っています。企業は、規制を守ることはもとより、環境保全のための行動を自ら計画・実行・評価するなど自主的な取組を進めることも求められています。

市民には、毎日の暮らしの中で、化学物質を用いたさまざまな製品を必要以上に買ったり使ったりしないようにするなど適正な利用を心掛けるほか、行政や企業による取組に目を向け、それを評価・支援していくことなども期待されています。

行政・企業・市民の役割

行政

- ・化学物質の製造や取扱い、販売の段階での規制
(化学物質審査規制法、農薬取締法など)
- ・化学物質の一般環境への排出規制
(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法など)
- ・一般環境での化学物質による環境リスクの低減
(土壌汚染対策法、廃棄物処理法など)
- ・化学物質の排出量等の届出による環境リスクの管理、削減の促進
(化学物質排出把握管理促進法(化管法)など)

企業

- ・法規制の遵守
- ・自主的取組
(環境マネジメントシステム²の導入、レスポンシブル・ケア³など)

市民

- ・身の回りの化学物質に関心を持つ
- ・化学物質を用いた製品の適正利用を心掛ける
- ・行政や企業の取組を評価、支援する
- ・NGO・NPOによる問題提起、対策の提案

1. 環境リスクとは、化学物質が、環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのことをいいます。現在、環境省をはじめ、企業などでも、PRTRの排出データを利用し、環境中の濃度を予測するモデルや、リスク評価に役立つ指標の開発に取り組んでいます。環境リスクの説明は、117ページを参照下さい。
2. 環境マネジメントシステムについては、119ページを参照下さい。
3. レスポンシブル・ケアについては、119ページを参照下さい。

3. 化学物質に関する情報

化学物質への関心が高まっていることに対応し、最近、行政や企業、研究機関などから化学物質に関するさまざまな情報が提供されるようになってきています。

例えば、次章以降で詳しく紹介するPRTR制度によって、日本全国の工場などの「事業所」や「家庭」、「自動車」などから、1年間にどのような化学物質が、どれくらい排出されたかなどの情報が毎年公表されています。また、企業は、自社が取り扱っている原材料等に関して、どのような化学物質がどれくらい含まれているかをはじめ、その性質や取扱い方法などが記載された化学物質の情報シート(MSDS)(119ページ参照)を取引先などに、提供しています。

化学物質が使用されている多くの日用品などの製品には、含まれる化学物質の危険性や有害性、使用にあたっての注意などが書かれた表示があります。表示やそのための分類に関しては、化学品の危険有害性の種類や程度ごとの各国の分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一したルールとして提供するGHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)というシステムの導入が今後世界的に進むとみられています。

これまで化学物質の管理や汚染の防止は、主に行政や企業に委ねられ、市民がそれに関わることはほとんどありませんでした。しかし、化学物質による環境リスクを減らすには、行政や企業による対策だけでなく、家庭や地域での取組が不可欠です。

「化学物質の話は難しくてよく分からない」と敬遠せず、日頃不安に感じていることや知りたいことについて、できる範囲で情報を入手することから始めてみてはいかがでしょうか。



問い合わせ先

環境省 環境保健部
 環境安全課(GHS担当)
 Tel. 03-3581-3351(大代表)
 Fax. 03-3580-3596
<http://www.env.go.jp/chemi/ghs/>